

# 東海村ふれあい補償制度について

## (東海村住民活動災害補償制度)

### 1 ふれあい補償制度の2本柱

ふれあい補償制度は大きく分けて、「損害賠償責任補償」と「傷害事故補償」という2つの内容になっています。

- (1) 損害賠償責任補償（指導者等が第三者に対して賠償する場合の補償）
- (2) 傷害事故補償（指導者等や参加者が傷害を負った場合の補償）

### 2 ふれあい補償制度の手続

- ① 事故発生
- ② 住民団体又は住民活動の代表者は、速やかに「東海村ふれあい補償制度事故報告書」に団体の規約、活動の実施要領、活動予定表、参加者名簿などを添えて、役場窓口（団体を所管する担当課）に提出してください。  
※ 事故報告書は、初診後、速やかに提出してください。  
※ 事故発生から報告が遅れた場合、遅延理由書の添付が必要となるのでご注意ください。
- ③ 役場（村民活動支援課）から当該事故の補償制度の適用結果について、代表者宛てに通知します。
- ④ 代表者は、送付された補償制度の適用結果に関する書類を負傷者に渡してください。
- ⑤ 負傷者は、完治後、請求書類を役場（村民活動支援課）まで提出してください。
- ⑥ 保険会社から補償金が振り込まれます。

### 3 ふれあい補償制度の対象

(1) 損害賠償責任補償の対象者

- ① 村
- ② 村が出資した法人又はこれに準ずる団体  
(社会福祉協議会、東海村文化・スポーツ振興財団等)
- ③ 住民により自主的に構成された村に本拠地を有する団体  
(自治会、スポーツ少年団、子ども会、ボランティアサークル等)
- ④ ②及び③の指導者、スタッフ  
(住民団体において住民活動の計画立案及び運営の指導的立場にある者又はこれに準ずる者)

(2) 傷害事故補償の対象者（村外居住者を含む）

- ① 村、村が出資した法人若しくはこれに準ずる団体、又は住民により自主的に構成された村に本拠地を有する団体の指導者等及び住民団体の構成員
- ② 住民により自主的に構成された村に本拠地を有する団体が行う住民活動に参加した者
- ③ 村及び村が出資した法人又はこれに準ずる団体が行う住民活動に類する事業又は活動に参加した者

### 4 住民活動の範囲

- (1) 住民団体等が行う社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成活動、地域社会活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時的の公益性のある直接的活動（ただし、政治・宗教・営利を目的としないもの）。
- (2) 村及び村が出資した法人又はこれに準ずる団体の行う事業又は活動のうち、住民活動に類するもので住民が無報酬（実費弁償を除く）で参加するもの。  
ただし、活動内容が分かるもの（予定表・実施要領・参加者名簿など）を整備しておくこと。事業実施当日の飛び入り参加ができるものなど不特定多数を対象とするものについては補償制度の適用は難しい。

活動の種類	具体的な内容
社会教育活動	危険度の低いスポーツ・レクリエーション活動, 教養文化活動 など
社会福祉活動 社会奉仕活動	清掃活動, 環境美化活動, 防犯活動 など
青少年育成活動	子ども会活動, 青少年まつり など
地域社会活動	地域における防犯活動, 清掃活動, 自治会まつり, 自治会交流会 など

## 5 ふれあい補償制度の適用除外

以下に掲げるような場合は、ふれあい補償制度の適用除外となります。なお、その他にも事故の状況等からふれあい補償制度の適用除外となる場合がありますのでご了承ください。

- (1) 事業所（企業、官公署等をいう。）において、事業所の従業員の福利厚生を目的として設置または組織された部、同好会、サークル等の活動。ただし、村長が住民活動と認めた場合（村長杯、体育協会杯等、一般の住民団体等により行われる大会等に参加した場合など）は除きます。
- (2) 住民活動の単なる観覧者、来場者、応援者
- (3) むちうち症や腰痛など、他覚症状のないもの。
- (4) 政治、宗教または営利を目的とした活動。
- (5) 報酬、報償、賃金等を得ているとき。

## 6 補償金額

### (1) 賠償責任補償

身体賠償	最高 1名 5,000万円, 1事故 5億円 保険期間中の限度額 5億円
財物賠償	最高 1事故 1,000万円 保険期間中の限度額 1,000万円
受託物賠償	最高 1事故 1,000万円 保険期間中の限度額 1,000万円

※免責金額は、1事故についてそれぞれ1万円とする。

### (2) 傷害事故補償

死亡補償金	300万円
後遺障害補償金	300万円～9万円
入院補償金	1日 3,000円
通院補償金	1日 2,000円
手術補償金	手術の種類と程度に応じ、別に定める額

◆入院補償の給付については、事故発生日から180日以内の入院を対象とします。

◆通院補償の給付については、事故発生日から180日以内の通院を対象とし、通院日数90日が限度となります（下図のとおり）。

